

# 未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について

## 1 趣旨

子育て中のひとり親家庭への支援拡充の一環として、税法上、寡婦（夫）控除を受けられない未婚のひとり親に対し、寡婦（夫）控除等をみなし適用し、負担軽減を図ります。

## 2 みなし適用の対象者（次の要件①～③を全て満たしていること。）

- ① 婚姻をしたことがなく、申請時も婚姻（事実婚を含む。）していない母又は父
- ② 所得を計算する対象となる12月31日現在において未婚の母又は父
- ③ 税法上20歳未満の子どもを扶養していること

※ 特定の寡婦及び寡夫を適用する場合は、合計所得金額500万円以下の方が対象となります。

## 3 申請手続き

ご印鑑を持参の上、みなし適用を希望する事業の各担当課で申請してください。必要書類等は担当までお問合せください。

## 4 注意事項

- ① 寡婦（夫）控除等のみなし適用を行っても、金額が変わらない場合があります。
- ② みなし適用により、所得税、住民税の税額等を見直すものではありません。

## ○所得税法、地方税法の寡婦（夫）控除額

	寡 婦	特定寡婦	寡 夫
所得税 控除額	27万円	35万円	27万円
住民税 控除額	26万円	30万円	26万円

※合計所得金額が125万円以下の場合は、住民税が非課税になります。

※なお、みなし適用により、所得税、住民税の税額等を見直すものではありません。